

令和3年 2月5日

各務原市地域包括支援センター
並びに居宅介護支援事業所長各位

各務原市在宅医療・介護連携支援ステーション

かかりつけ医等への情報提供に関するアンケートのお願いについて

余寒の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご厚誼にあずかり、厚く御礼申し上げます。

先日は「退院支援ルールアンケート」にご協力いただき、まことにありがとうございました。後日、回答してくださったみなさまへ、アンケートの集計結果をご報告させていただきます。また、今回のアンケートでいただいた意見等を参考にし、入退院時の連携課題解決のため、引き続き対応策等を検討してまいります。

さて、平成30年4月の介護報酬改定後、下記基準のとおり、ケアマネージャーは、必要に応じて、利用者の情報を、かかりつけの医師・歯科医師・薬剤師へ提供するものとされています。平成31年2月に居宅介護支援事業所19ヶ所へ「モニタリング」という表現にて一度アンケートを取らせていただきましたが、その後の経過として現時点での状況もお伺いしたいと存じます。簡易的なアンケートと情報提供の際に使用できると考える「情報提供シート（案）」をお送りしますので、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

ご多忙の折とは存じますが、FAX（058-382-9853）またはメール（t-nakahira@tokaihp.jp）にて令和3年2月28日（日）までにご回答いただきますようお願い申し上げます。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

第十三条 十三の二 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業所等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

問い合わせ先：090-9264-8004

各務原市在宅医療・介護連携推進コーディネーター

中平民恵・山田 泉